

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員
28年－38 (28.11.25)	議 会	<p>鳥取県議会議員の海外視察の旅費に係る条例等の改正について</p> <p>▶ 請願理由 昨今、各議会において政務活動費の不正使用や領収書の改ざんが明らかになるなどして、政務活動費や議会の支出経費に対しては、注目が集まっているところである。 議会は、それらの費用が県民の税金から出ていることを考え、県民の福祉向上（地方自治法第1条の2）のため必要最小限の支出をし、また、支出後にはその収支報告を行い、またその成果物（視察報告など）を県民の前に、わかりやすく明らかにすることが求められている。 この点、貴議会では、収支報告書のインターネット公開などが、他の議会に比べて進んでいることには敬意を表するものである。 さて、議員の現地視察、出張・旅行にはお金、すなわち税金のかかるものであり、とりわけそれが海外視察ともなれば、随行員を連れ立っての団体旅行で、費用が多額にかかるものである。 いま、各自治体では、舛添知事のファーストクラスでの海外旅行費の多さが話題になって以降、従前に増して、とりわけ海外視察については、県民から厳しい目が向けられ、富山市議会の議会改革検討調査会は、10月14日、公費での海外視察を廃止することを決めた。ここで注目すべきは、各会派とも賛成、廃止で一致していることである。交通費などに当たる1日4千円の「費用弁償」の廃止も最大会派の自民党が提案している。県民の目線を考えた英断だったと思う。 都道府県議会議員は、激務と引き換えに多額の収入保障や、さらには県議会では年間300万円という政務活動費などの保障もなされている。 鳥取県中部で起きた甚大な地震などで、今も避難所には避難</p>	<p>足羽 佑 太 (倉吉市)</p> <p>(紹介議員) 市 谷 知 子 錦 織 陽 子</p>

	<p>者が身を寄せている。道路復旧なども急がねばならず、これからの県財政は、今まで以上に厳しくなることが予想される。</p> <p>▶請願趣旨 鳥取県議会議員の海外視察の旅費に係る条例、施行規程を改正し、旅費の自己負担をしていただきたい。</p>	
--	--	--